

健康保険委員をご登録ください

協会けんぽ滋賀支部では、事業主や事務ご担当者を対象に、各事業所に1名以上、「健康保険委員」のご登録をお願いしております。令和6年3月時点で、滋賀支部では2,692名のご登録をいただいております。健康保険委員をご登録いただいた事業所様には、優先して制度案内や健康づくりに関する情報をお送りする他、下記の特典を受けられます。**費用の負担および、特別なお仕事が増えることはありません。**この機会にぜひご登録をお願いいたします。

健康保険委員の役割

協会けんぽと従業員の皆様の窓口役として滋賀支部からの広報物等の受取をお願いいたします。

健康保険委員限定6大特典！

オススメ

健康教室の利用

様々な分野の健康づくりの専門家が事業所内もしくはオンラインでの講座を開催する、**健康教室**をご利用いただけます。(無料)



※上限数に達し次第、終了

オススメ

健康測定機器の貸出

血圧測定器・糖化度測定器・血管年齢測定器の貸出を行います。(無料)



糖化度測定器

血管年齢測定器

(イラストは昨年度のもの)

※上限数に達し次第、終了

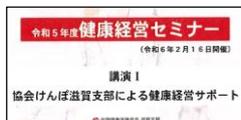
委員専用広報紙の発行 健康経営事例集の進呈

定期的に、制度情報や健康づくりに役立つ情報を掲載した**委員専用広報紙**をお届けしています。(年6回)また、優れた健康づくりを実践されている事業所の**取組事例**をまとめた冊子をお届けいたします！



健康経営セミナー、事務講習会などの優先案内

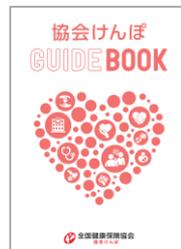
健康保険制度全般にわたる**セミナー**や**事務講習会**を優先的にご案内いたします！(参加自由・無料)



健康経営セミナー

事務手続ガイドブック・ガイダンスの進呈

健康保険制度や手続方法がよくわかる**事務手続ガイドブック**をお届けいたします！



ゆカード・対象施設での優待特典



県内約20か所の温浴施設で割引が受けられる「ゆカード」をプレゼントいたします！



株式会社いずみ21が運営する**イトマンスイミングスクール&フィットネスクラブ**の入会金が無料でご利用いただけます！



登録方法

STEP1 裏面「健康保険委員登録届」に登録いただく方の情報を記入

STEP2 協会けんぽ滋賀支部にFAXする



さらに！

健康保険委員表彰制度あり

健康保険委員としての長年の活動や功績等に感謝の意を表し、年度ごとに表彰を行います。



FAX番号 077-522-1138

健康保険委員登録届 (FAX送信票)

健康保険委員にご登録される方の情報をご記入ください。

下記項目をご記入のうえFAXにてご提出ください。

事業所にFAXの設置がない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までお電話をお願いします。

事業所情報	事業所名称		
	事業所所在地	〒	
	電話番号		
登録いただく ご担当者様	保険証の記号・番号	記号	番号
	フリガナ 氏名		
メールマガジン配信用 メールアドレス (任意)	利用規約に同意の上、メールマガジンの配信を希望します。 @		

ご提供いただきました個人情報は厳重に管理し、健康保険委員に関する内容のみに使用します。2名以上ご登録される際は、お手数ですが、この用紙をコピーいただきご利用ください。

メールマガジンの利用規約は
こちらからご確認ください。



よくあるご質問にお答えします

Q. 健康保険委員になることで
仕事が増えますか？

A. 新たなお仕事が増えることはありません。
滋賀支部より健康保険委員の方宛にお送りする
広報誌等の受取をお願いしています。
受け取った広報物を、社内での周知や従業員の
皆様からのご相談の際にお役立てください。

Q. 健康保険委員になるには、
特別な役職が必要ですか？

A. 役職は必要ありません。
協会けんぽ滋賀支部の被保険者の方であれば、
どなたでもご登録いただけます。
(役職、年齢、在職期間、性別等は一切問いませ
ん。)

Q. 健康保険委員の登録は強制ですか？

A. 法律上の強制力はありませんが、平成26年度
の法令改正により健康保険委員の設置に関す
る事項が法制化されました。協会けんぽと従
業員の皆様の窓口役となる方を、**各事業所**
に1名以上ご登録いただくようお願いして
おります。

Q. 事務手続きを社会保険労務士に委託
していても、委員登録は必要ですか？

A. 社会保険労務士の委託状況に関わらず、各事業
所に1名以上ご登録いただいております。
なお、健康保険委員には、事務手続き以外の健
康づくりに関する情報もお送りしていますので、
従業員の健康増進にもお役立ていただけます。